

(仮称) 障がい者ケアセンター建設設計業務委託に係る
公募型プロポーザル提案評価基準

提案の評価方法

(1) 評価基準の適用

本評価基準については、一次審査及び二次審査において適用します。

(2) 評価方法

選定委員は、別記「評価基準表」の「評価の視点」に基づき評価します。

評価の段階の基準は次のとおり。

段階	評価の段階の基準	評価点
A	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が実践可能かつ効果的であるなど、特に優れている。	配点×1.0
B	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が、実践可能かつ効果的であるなど、優れている。	配点×0.8
C	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されている。	配点×0.6
D	「評価の視点」の内容等に関して、やや不十分である。	配点×0.4
E	「評価の視点」の内容等に関して、不十分である。	0点

(3) 順位について

① 選定委員ごとに合計点に基づく提案者の順位を決定し、順位点を算出する。ただし、評価中に「E」がある場合は、当該提案者については、選外と取り扱うものとし、次の②から除外します。

② 順位点は次のとおり。

一次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、6位以降…0点
二次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点

③ 選定委員全員の順位点の合計点に基づき、一次審査及び二次審査における提案者順位を決定する。ただし、二次審査における各選定委員の順位点は、一次審査の評価点と二次審査の評価点を合計した点数により順位点を付与します。

(4) 順位点と同じであった場合の取り扱い（一次審査及び二次審査共通）

次のとおり上位者を決定します。

- ① 評価基準表中の「企画提案」の合計点が高い者
- ② ①が同じであった場合、評価基準表中の「提案者の適格性」の合計点が高い者
- ③ ②が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

【別記】評価基準表（一次審査）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
提案者の適格性	業務実施体制	配置担当者の実績や役割分担等が十分であるか。	5
		提案者の実績等が十分であるか。	5
企画提案	提案課題Ⅰ	配置や平面、意匠計画の提案が十分な内容でありかつ具体的である。	10
	提案課題Ⅱ	コスト縮減等の方策の提案が十分な内容でありかつ具体的である。	10
	提案課題Ⅲ	立地特性等をよく理解し、また計画に効果的に生かされ、安全性のある具体的な設備計画や防災コンセプト等が示されている。	10
見積額	見積額の妥当性	見積額について相対的に評価する。 【配点5点×（全体の見積額のうち最低額/当該見積額）】（小数点以下第1位を四捨五入）	5
合 計			45

【別記】評価基準表（二次審査）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
担当者の評価	プレゼンテーション	全体的に明解な説明であり、かつ、業務への理解、取組み姿勢が強く感じられるか。	5
	ヒアリング	全体的に質問に対し、円滑かつ明解な回答しているか。	5
企画提案	提案課題Ⅰ	業務の実施計画に実現性があるか。また、配置や平面、意匠に創意工夫がみられるか。	15
	提案課題Ⅱ	コスト縮減に向けた計画が具体的に示されており、かつ、実現性があるか。	15
	提案課題Ⅲ	立地特性等をよく理解し、また計画に効果的に生かされ、安全性のある具体的な設備計画や防災コンセプト等を実現性があるか。	15
合 計			55